

第 2 章 行 政 機 構

1 総 論

平成28年度の機構・定員要求に当たっては、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に併せ、「平成28年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」（平成27年7月24日内閣総理大臣決定）に沿って、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等も見据え、サイバーセキュリティの整備や治安・海上保安の基盤強化、税関・出入国管理・検疫（CIQ）の体制整備等に取り組むとともに、内閣の重要政策に係る取組に重点化を図るなどとされた。

こうした中で、農林水産省の平成28年度の組織・定員については、「攻めの農林水産業」を展開し、農林水産業を成長産業にするための施策の推進など、総合的なTPP関連政策をはじめとする農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応しうよう、以下の事項を重点として措置した。

- ア 農林水産物・食品の市場拡大に向けた体制の強化
 - ・ 諸外国の輸入規制や国際基準への対応強化
 - ・ 動植物検疫の体制強化
 - ・ 輸出証明書の発給体制強化
- イ 農業の生産現場の強化に向けた体制の強化
 - ・ 農業の生産力強化の推進体制拡充
 - ・ 国営土地改良事業の体制強化
- ウ 林業の成長産業化に向けた体制の強化
- エ 水産日本の復活に向けた体制の強化
- オ その他
 - ・ 食育事務の総合的推進体制強化
 - ・ サイバーセキュリティ対策体制強化

2 機 構 等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

- ア 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成27年法律第66号）による改正（平成28年4月1日施行）

内閣府から農林水産省に食育推進会議が移管されるとともに任務に「特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。」及び所掌事務に「食育推進基本計画（食育基本法（平成17年法律第63号）第十六条第一項に規定する食育推進基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。」が追加された。

- イ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）による改正（平成28年4月1日施行）

「独立行政法人種苗管理センター」、「国立研究開発法人農業生物資源研究所」及び「国立研究開発法人農業環境技術研究所」が「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に統合されたことにより、農林水産技術会議の所掌事務を変更。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

- ア 農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第27号）による改正（平成28年4月1日施行）

大臣官房、経営局、農地政策課及び協同組織課の所掌事務を変更し、大臣官房の所掌事務の特例に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第十条に規定する存続中央会（以下この項において「存続中央会」という。）が存続する間、存続中央会の業務及び会計の検査に関する事務をつかさどる。」が追加された。

- イ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年政令第86号）による改正（平成28年4月1日施行）

「国立研究開発法人水産総合研究センター」及び「独立行政法人水産大学校」が統合され、「国立研究開発法人水産研究・教育機構」が設置されたことにより、水産庁増殖推進部研究指導課の所掌事務を変更。

- ウ 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第103号）による改正（平成28年4月1日施行）

大臣官房、消費・安全局及び大臣官房政策課の所掌事務を変更するとともに、消費・安全局消費者行政課を消費者行政・食育課に改組。

エ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成28年政令第119号）による改正（平成28年4月1日施行）

大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官を新設するとともに、中国四国農政局総務部を廃止。

(3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成28年農林水産省令第6号）による改正（平成28年4月1日施行）

(7) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 大臣官房

検査・監察部検査課上席検査官の所掌事務を変更。

(b) 経営局

協同組織課経営・組織対策室の所掌事務を変更。

(イ) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 経営・事業支援部

経営・事業支援部、農地政策推進課及び経営支援課の所掌事務を変更。

イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第26号）による改正（平成28年4月1日施行）

(7) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 消費・安全局

消費者行政・食育課に食育推進専門官を新設。

(b) 食料産業局

食品流通課の市場経営指導官を廃止。

(イ) 施設等機関関係

a 組織の改正等

(a) 植物防疫所

① 神戸植物防疫所及び門司植物防疫所の管轄区域を変更。

② 横浜植物防疫所調査研究部の所掌事務を変更。

③ 横浜植物防疫所にリスク分析部を新設するとともに、リスク分析部に統括調査官を新設。

④ 名古屋植物防疫所伏木富山支所敦賀出

張所、神戸植物防疫所姫路出張所、大阪支所舞鶴出張所、大阪支所和歌山出張所、及び広島支所岩国出張所並びに門司植物防疫所鹿児島支所鹿児島空港出張所を廃止。

(b) 動物検疫所

清水出張所を廃止し、静岡出張所を新設。

(ウ) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

① 中国四国農政局に総務管理官を設置。

② 経営・事業支援部

経営・事業支援部及び食品企業課の所掌事務を変更。

(b) 事務所・事業所

大和紀伊平野農業水利事務所の第二十津川紀の川農業水利事業建設所を廃止するとともに、北上土地改良調査管理事務所に須川支所、阿武隈土地改良調査管理事務所に名取支所、利根川水系土地改良調査管理事務所に赤城西麓支所、木曽川水系土地改良調査管理事務所に宮川支所、南近畿土地改良調査管理事務所に南紀用水支所及び北部九州土地改良調査管理事務所に筑後川中流支所を新設する等各事務所及び事業所の組織改廃に伴う所要の規定を整備。

(c) 北海道農政事務所

生産経営産業部及び事業支援課の所掌事務を変更。

(エ) 林野庁関係

a 組織の改正等

(a) 林野庁

国有林野部業務課に国有林野利用調整官を新設し、審査官を廃止。

(b) 森林管理局

北海道森林管理局宗谷森林管理署及び留萌北部森林管理署の管轄区域を変更。

(オ) 水産庁関係

a 組織の改正等

(a) 水産庁

資源管理部国際課に捕鯨室を新設。

(b) 漁業調整事務所

境港漁業調整事務所に次長を新設。

b 準課長級省令職の新設

部局名	名 称	所掌事務
資源管理部	捕鯨室	捕鯨業及び海獣猟業に関する国際協定。捕鯨業及び海獣猟業の指導及び監督。

ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第46号）による改正（平成28年7月1日施行）

(7) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 消費・安全局

消費・安全局食品安全政策課に国際基準室を新設。

b 準課長級省令職の新設

部局名	名 称	所掌事務
消費・安全局	国際基準室	消費・安全局の所掌事務のうち国際的な基準に係るものの総括に関する事務。

エ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第64号）による改正（平成28年10月1日施行）

(7) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 消費・安全局

畜水産安全管理課に水産衛生検査企画官を新設。

(b) 食料産業局

食品流通課に市場経営指導官を新設。

(c) 生産局

農産部農産企画課に国際専門官を新設。

(i) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

東北農政局農村振興部水利整備課に放射性物質対策調整官を新設。

(b) 事務所・事業所

西奥羽土地改良調査管理事務所及び信濃川水系土地改良調査管理事務所に農業水利総合対策官、西関東土地改良調査管理事務所及び北部九州土地改良調査管理事務所に権利保全対策官及び南部九州土地改良調査管理事務所に施設監視専門官を新設する等各事務所及び事業所の組織改廃に伴う所要の規定を整備。

(c) 北海道農政事務所

生産経営産業部事業支援課に地理的表示専門官を新設。

(ウ) 林野庁関係

a 組織の改正等

(a) 林野庁

森林整備部計画課に森林情報高度化推進官を新設。

(b) 森林管理局

計画保全部に野生鳥獣指導官を新設。

3 定 員

(1) 定員の増減状況

「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に基づき、定員合理化が行われる一方、増員については、政府の重要課題に適切に対応できる体制を整備しつつ、全体として増員を抑制される中で、農林水産省において132人（平成28年9月の緊急増員6人を含む）の新規増が認められた。定員増減の内訳は次のとおりである。

行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引
本 省	16,280人	15,977人	▲303
林 野 庁	4,839人	4,807人	▲32
水 産 庁	881人	883人	2
計	22,000人	21,667人	▲333

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減のため、平成28年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成28年政令第104号）

イ 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成28年政令第291号）

ウ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第27号）

エ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第54号）